

証券コード 2667
2024年12月9日
(電子提供措置の開始日2024年12月2日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目6番3号

株式会社 イメージワン

代表取締役社長 川 倉 歩

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第41回定時株主総会招集ご通知」及び「第41回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.imageone.co.jp/ir/>

（上記のウェブサイトにアクセスいただきご確認ください。）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、当社名「イメージワン」または証券コード「2667」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。）

なお、当日のご出席に代えて、「議決権行使についてのご案内」（3ページ）のとおり、書面（郵送）またはインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」（36頁～39頁）をご検討の上、2024年12月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年12月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎 1-11-1
ゲートシティ大崎 ゲートシティホール ルームC
3. 目的事項
報告事項 第41期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙、代理権を証明する書面に押印された印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる資料とともに代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参の上会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 3. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
・計算書類の「個別注記表」
 4. 株主総会会場内の写真撮影・録画・録音については、禁止とさせていただいているので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年12月24日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する
賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年12月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



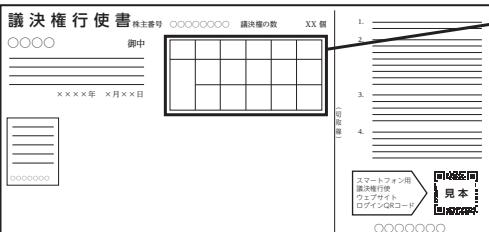
インターネットで議決権 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2024年12月23日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2024年12月23日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

事業報告

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 全般の概況

当事業年度における我が国経済は、社会活動の正常化が進む中、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などで景気は緩やかに回復しております。一方、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクもあり、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケアソリューション事業において、政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられております。また、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを踏まえた非常時に備えたサイバーセキュリティ対策の整備医療機関の対象範囲が広がり、医療情報システムのオフライン体制の確保、「医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づく業務継続計画（BCP）」に対応可能な電子カルテ及び医療情報管理システムの重要性も高まっております。

地球環境ソリューション事業においては、COP26が終了した2021年11月時点で、154カ国・1地域が、2050年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明しており、日本国内でも2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。また、2023年11月に開催されたCOP28において、パリ協定の目標達成に向け、「化石燃料からの脱却」という文言及び「原子力3倍宣言」がCOP史上初めて成果文書に記載されており、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素エネルギー源の一つとして原子力エネルギーが重要な役割を担うという認識も高まっております。こうした環境下において、当社が手掛けるエネルギー分野への重要性は増しており、当社では、地域及び地球に優しい持続可能な環境配慮型事業創出に注力しております。原子力産業関連分野においては、2023年5月30日付『(開示事項の経過) 東京電力ホールディングス株式会社の公募「多核種除去設備等で浄化処理した水からトリチウムを分離する技術」に対しての進捗状況について』にて公表しましたとおり、現在は、「フィージビリティスタディ」を、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同で進めております。国際原子力機関（IAEA）からの提言を受けて、日本政府は福島第一原子力発電所で貯蔵されているALPS処理水の海洋放出を昨夏に開始しましたが、廃炉作業は事故から30~40年の長期にわたる見通しとされております。そのため、当社も東京電力ホールディングス株式会社が進めている本技術公募に引き続き参画してまいります。ESG分野においては、2024年1月16日付「(開示事項の経過) 第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしました。

たとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引（以下「本蓄電池取引」といいます。）の実在性に関する指摘を踏まえ、本蓄電池取引を行わない方針のもと各社との契約の見直しを行っており、一部の顧客との間で締結した契約について解除を進めております。

当事業年度における当社の業績は、売上高1,563,081千円（前期比47.4%減）、営業損失764,884千円（前期は664,846千円の損失）、経常損失785,835千円（前期は692,749千円の損失）、当期純損失994,949千円（前期は663,526千円の損失）となりました。

② セグメント別の状況

当事業年度より非連結決算に移行しておりますが、セグメント別の業績については、前事業年度との比較を行っております。

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当事業年度業績は、売上高481,803千円（前期比64.1%減）、セグメント損失364,306千円（前期はセグメント損失265,188千円）となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルシステム分野、メディカルサプライ分野を中心とした展開を行っておりますが、両分野ともに前事業年度と比べ、売上高と利益が大幅な減収・減益となりました。一方、新規の売上高及び利益の増加を目指し、革新的な医療経営管理システム「ONE Viewer」及び支払代行サービス「ONE Payment」の販売を開始いたしました。

「ONE Viewer」は、少子高齢化の進行や社会的なニーズの変化に伴い、医療経営が直面する多岐にわたる課題に対応するために販売を開始いたしました。「ONE Viewer」は、様々なデータを一元管理し、容易な財務分析や正確なレセプト請求ファイルの分析を行うことで、効率的な医療経営管理を支援します。また、レセプト請求ファイルや財務情報の集計・分析を可視化し、医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援する、医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。「ONE Payment」は、仕入先と医療機関双方にメリットがある支払代行サービスです。仕入先は売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関は資金の確保によりキャッシュ・フローが改善された経営を実現します。また、「ONE Viewer」とのシームレスな統合により、経営管理と財務管理が一元管理され、効率的な医療機関経営が可能になります。

メディカルシステム分野においては、PACS（医療用画像管理システム）、電子カルテ、RIS（放射線科情報システム）、統合viewer・医用文書スキャンシステム等を継続販売しております。医療機関のDX化が注目を集め、統合viewerは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため情報を探す手間が省け、業務

の効率が上がり、医療従事者の働き方改革にも役立つシステムになります。院内に紙媒体で散見する医用文書をファイリングできる医用文書スキャンシステムは、患者様の同意書や各種検査の検査結果用紙等の医用文書にタイムスタンプを付与し原本としてデジタル保存することで膨大な紙文書の保管からの解放(ペーパーレス化)を実現いたします。当事業年度では、前年度に獲得したような大型案件が発生せず、また、各種システムに係る保守の売上も減少したことから、売上高と利益ともに前年同期を大幅に下回る結果となりました。

メディカルサプライ分野では、新型コロナウイルス感染症の症状が軽減傾向にあるため、抗原検査キットの需要は前期に比べ減少し、売上高と利益ともに前期を大幅に下回りました。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当事業年度業績は、売上高1,081,278千円(前期比33.8%減)、セグメント損失18,839千円(前期はセグメント利益3,619千円)となりました。

当セグメントの業況といたしましては、GEOソリューション分野、エネルギー分野、原子力産業関連分野を中心とした展開を行っておりますが、売上高と利益において、GEOソリューション分野が引き続き大きく貢献しました。

GEOソリューション分野においては、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア『PIX4Dmapper』『PIX4Dmatic』、クラウド方式の三次元画像処理サービス『PIX4Dcloud』、スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツール『viDoc RTK rover』の受注が引き続き堅調に推移し、一定の利益も確保できている状況にあります。また、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査、文化財発掘調査といった新たな市場の開拓が進んでいます。

エネルギー分野においては、再生可能エネルギー市場の動向に注視しつつ、太陽光発電所等のセカンダリーマーケットにおいて売買活動を行っております。当事業年度では、鹿児島県鹿屋市吾平町麓の太陽光発電所の売却により、大幅な売上増加を達成いたしました。また、地熱発電及び水素事業の撤退に伴い、鹿児島県霧島市の関連不動産を売却いたしました。なお、当該関連不動産について、収益性が低下したことによって投資額の回収が見込めなくなったことから、すでに減損損失を計上しております。

原子力産業関連分野のトリチウム分離技術においては、東京電力が進めている「ALPS処理水等からトリチウムを分離する技術の公募に係る第1回募集の二次評価と第2回募集の一次評価について」(p.3)に関して、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同で「フィージビリティスタディ」を継続して進めており、来期に予定している最終報告書の前段階とし

て、中間報告書を提出いたしました。国際原子力機関（IAEA）からは、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマッハコーポレーション株式会社製の耐放射線CMOSセンサーカメラ2台の発注を受け、1台は耐久テストサンプルとして納品を完了しておりましたが、改良を加えた2台目もカラー版として完成し、出荷いたしました。また、一般社団法人新生福島先端技術振興機構（以下「新生福島先端技術振興機構」といいます。）との間で締結した独占販売代理店契約に基づき、同一事象同時検出法を利用して、GAGG（※）シンチレータを使用した2個の検出器による測定を行うことでトリチウムの信号とノイズを分離し、短時間で微量のトリチウムを測定することが可能なトリチウムの連続計測器の販売交渉が進む中、新生福島先端技術振興機構との共同事業において、短時間で低レベルのトリチウムを測定できる装置の実用設計が完成し、予備試験まで終了いたしましたので、国際的な需要も見据えて、さらに精度の高い計測技術の確立に向け、新生福島先端技術振興機構と共同で事業を推進しております。

※ GAGGは近年新しく開発されたシンチレータ結晶で、シンチレータ結晶の中では最も発光量が高いとされている。

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は18百万円で、主な内訳は、ヘルスケアソリューション事業のソフトウェア9百万円、工具、器具及び備品2百万円、地球環境ソリューション事業のレンタル資産2百万円であります。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 課題と翌期（第42期：2025年9月期）の事業計画

（対処すべき課題）

1) 安定利益確保の体制構築

従来のヘルスケアソリューション事業においては、競合他社との価格競争による売上総利益の減少を課題としております。これまでの主軸である電子カルテ、周辺システム等を医療機関の幅広い部門に導入し、導入後も保守サービス等による安定的な収益を確保していくビジネスモデルは、競合激化により既に変革期にあることを踏まえ、これから事業拡大に向けた取り組みとして、医療機関のニーズが高いシステム領域に絞り、採算重視の効率的な営業活動により販路拡大していくことを目指してまいります。さらには、医療機関の経営を支援するため経営管理システム、医療商材などの支払代行サービスなどの新たな販売商材を増やし、安定的な収益体制を構築してまいり

ます。

地球環境ソリューション事業のGEOソリューション分野では、Pix4D社製スマートフォン計測システムが国土交通省の新技術情報提供システム(NETIS)に登録されたことを踏まえ、今後においては地理空間情報に関連した独創的で新規性のある商材やサービスを構築してまいります。また、原子力産業関連分野では、耐放射線CMOSセンサーカメラの販売が開始されたことで今後の販売数量の増加に向けた販売力強化と、トリチウム連続計測器の実用化に向けた取り組みを推し進めてまいります。

一方、販売管理費等コストについては、管理体制強化による増加があるものの、採算性、効率性を最重要課題として、費用の内容を徹底的に再検証することで、コスト削減を継続的に実施し、安定的に黒字計上できるよう注力してまいります。

2) キャッシュ・フロー経営の徹底と財務体質の強化

当社は、販売効率や売上総利益率改善のために商品構成の最適化と在庫管理精度の向上を課題としております。一定の流動性のある在庫を確保しつつ販売回転率を向上させたキャッシュ・フロー経営の徹底を図ってまいりましたが、滞留する在庫の適正な管理については継続課題としております。また、未回収売掛金は改善されてはいるものの、引き続き滞留する売上債権の管理については課題としております。これらについて、これまでの業務プロセスの見直しを行い売上債権の管理強化を推し進めてまいります。

不必要的経費の支出を削減し、支出プロセスの効率化を図るとともに、将来の投資につきましても、長期的な投資は、投資案件の内容を十分に精査し、慎重に対応していくと同時に、短期的な投資は収益貢献できる案件を選別して投資をしていくことで収益性の高い事業ヘリソースを集中させ、企業価値最大化に向けた取り組みも実施してまいります。

3) 新規事業の創出による収益基盤の早期確立

当社では、ヘルスケアソリューション事業と地球環境ソリューション事業を軸として事業を展開しておりますが、現時点の当社の既存事業及び既存商材のみでは、今後の売上を拡大するには限界があり、現在の取引先の販路を用いるなどした上で、新たな事業領域に進出することが重要な取り組みと位置付けております。このような状況において、事業の多様化を視野に入れ、ビジネスチャンスのある新たな事業領域に速やかに進出するため、関連事業のM&Aを積極的に活用する等して、企業経営の拡大を模索してまいります。

4) 内部管理体制の強化

当社は、当社の前代表取締役及び前取締役が、当社子会社における新規事業参入にあたって第三者に不正に金品を供与したと疑われる行為及びこれに関連する不正な行為を行った疑いがあること（以下「本件疑惑」といいます。）から、当社は、事実関係の正確な把握のために、外部専門家から構成される第三者委員会を設置いたしました。その後、再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引について、当社の取引先から、取引先の税務調査において当該取引の目的物の実在性に関する重大な問題（以下「本件追加疑惑」といいます。）があつた旨の通知文書を受領し、その類似事案（以下「本件追加疑惑等」といいます。）に係る疑いもあり、第三者委員会には本件疑惑に加え、本件追加疑惑及び本件追加疑惑等の調査も委嘱し、事実関係の調査等を進めてまいりました。

当社は、2024年1月15日に第三者委員会から調査報告書を受領した結果、当社の前代表取締役が在任中に不適切な金銭授受及び利益相反取引規制を潜脱するような行為や、当社の再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引において、収益を認識する根拠に乏しい事実等が判明したため、当該事業に関する売上高及び売上原価の取消を行いました。

第三者委員会により認定された不適切な会計処理等は、前代表取締役への権限集中と前代表取締役のコンプライアンス意識の欠如を背景として、前代表取締役への忖度、相互監視機能が十分に機能していなかったこと、事業の属人化及び新規事業におけるリスク管理が不十分であったこと等により、全社的な内部統制上の不備を引き起こした結果、生じたものと認識しております。

その後当社は、2024年3月19日に株式会社東京証券取引所に改善報告書を提出し、改善措置を実施してまいりました。2024年10月2日に実施した改善措置について、株式会社東京証券取引所に改善状況報告書を提出しております。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制、リスク管理体制、内部監査体制、全役職員の意識改革の重要性を十分認識しており、引き続き再発防止策を実行し、上場企業にふさわしい内部統制の構築とガバナンスの強化を図り、信頼の回復と企業価値の向上に努めてまいります。

(翌期の事業計画)

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業は、メディカルシステム分野を主軸に今後も展開してまいります。また、新規で販売を開始した、「ONE Viewer」及び「ONE Payment」の拡販も推進してまいります。

メディカルシステム分野では、引き続き既存顧客の保守・販売展開を進めてまいります。主力である『PACS』（医療用画像管理システム）及び電子カルテなどのメディカルシステム開発及び販売に加えて、RIS（放射線科情報システム）、統合viewer・医用文書スキャンシステムの継続販売もしてまいります。昨今ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）等による医療機関へのサイバー攻撃の脅威が増す中、電子カルテ情報や医療用画像のバックアップをクラウドVNAでお預かりすることで、サイバー攻撃等があった時に早期に医療再開が可能になるなど、益々、医療情報クラウドサービスの需要は高まっております。このような環境の中で、当社は、これまでに医療業界で培った経験をもとに、医療機関の業務全体の効率化が図れるような医療情報システム全般の提案から選定、導入、そして安定稼働まで、トータルサポートの推進を今後も継続してまいります。また、セキュリティ対策への取り組みとして、当社PACSに対して定期的にアクセスログの監視・分析を行い、不正な動作を検知するシステムの提供を開始いたしました。

「ONE Viewer」は、当社ホームページに特設サイトを開設するほか、既存顧客のみならず新規顧客にも積極的に提案活動を行っております。サブスクリプション形式にすることや3ヶ月の無料トライアルを提供することで、導入のハードルを下げ、顧客がシステムを実際に使用してみることで、手軽に効果を実感できる環境を整えております。特設サイトでは詳細な製品情報や導入事例も紹介し、問い合わせには迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築しております。

メディカルサプライ分野は、新型コロナウイルス感染症の改善と感染対策の緩和に伴い、抗原検査キットやPCR検出試薬等の従来商材の見直しを行うとともに、感染症対策以外の新規商材の取扱いを検討してまいります。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業につきましては、GEOソリューション分野、エネルギー分野、原子力産業関連分野を主軸に今後も展開してまいります。GEOソリューション分野については、建設・土木・測量分野で多くの導入実績のあるPix4D社製ソフトウェア『PIX4Dmapper』は堅調な販売実績となっております。また、同社の次世代の画像処理ソフトウェア『PIX4Dmatic』と、スマートフォンやタブレット端末を用いたモバイル計測ソリューション『PIX4Dcatch RTK』が、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に登録されており、導入実績が増加をしていることや、建築・土木以外にも幅広い分野のDX化にて活用事例が増えていることから、今後も更なる導入が期待され、既存製品のみならず就労人口の減少に向けた業務の省力化・DX化に関連した独創的で新規性のある商材やサービス事業の取り扱いなどを含め、引き続き事業を拡大してまいります。エネルギー分野は、再生可能エネルギーに対する太陽光発電所等のセカンダリーマーケットでの売買活動を今期も推進してまいります。原子力産業関連分野のトリチウム分離技術においては、日本国内における東京電力ホールディングス株式会社が公募しているALPS処理水等からトリチウムを分離する技術に応募し、二次評価を通過し、現在、「フィージビリティスタディ」に取り組んでおりますが、この技術の普及により、福島原発のALPS処理水だけでなく、世界の重水炉等で大量に発生するトリチウムの回収と再利用を目指してまいります。また、国際原子力機関（IAEA）からテストサンプルとして受注された高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマッハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラと、新生福島先端技術振興機構が開発に成功したトリチウム等の連続計測器も、国内外に提供してまいります。トリチウム分離技術、耐放射線カメラ、トリチウム連続計測器等の原子力産業関連技術製品の販売を推進し、原子力関連及び海外事業の拡大を今後も進めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第38期 (2020.10.1 ~ 2021.9.30)	第39期 (2021.10.1 ~ 2022.9.30)	第40期 (2022.10.1 ~ 2023.9.30)	第41期 (当事業年度) (2023.10.1 ~ 2024.9.30)
売上高 (百万円)	2,435	3,301	2,969	1,563
経常損失 (△) (百万円)	△413	△316	△692	△785
当期純損失 (△) (百万円)	△503	△497	△663	△994
1株当たり当期純損失 (△)	△55円44銭	△48円54銭	△61円84銭	△92円73銭
総資産 (百万円)	2,949	3,234	2,832	1,628
純資産 (百万円)	2,644	2,476	1,813	795

(注) 過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、第39期の当社の財産及び損益の状況は訂正後の決算数値を記載しております。

(4) 主要な事業内容

(ヘルスケアソリューション事業)

- ・医療画像保管・配信・表示システム『PACS』の開発・販売
- ・放射線部門情報システムの開発・販売
- ・病院内医療画像ネットワークシステムの開発・販売
- ・遠隔地の医療機関と中核病院の画像読影専門医を結ぶインフラを提供する遠隔画像診断支援サービスの提供
- ・クラウド型オーダリング電子カルテの販売
- ・核医学検査の線量管理システム『onti』の販売
- ・統合viewer・医用文書スキャニングシステムの販売
- ・検査用備品・医療用消耗品の販売
- ・医療経営管理システム『ONE Viewer』、支払代行サービス『ONE Payment』の開発・販売

(地球環境ソリューション事業)

- ・スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツールの販売・計測サービスの提供
- ・携帯型分光放射計の輸入販売・計測サービスの提供
- ・Pix4D社製（3D処理ソフトウェア&ハードウェア）の販売・計測サービスの提供
- ・再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工及びこれらに付帯する事業のコンサルティング業務
- ・耐放射線カメラの販売

(5) 主要な事業所

名 称	所在地
本社	東京都品川区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
九州営業所	福岡県福岡市博多区

(6) 従業員の状況（2024年9月30日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
43名	8名減	41.7歳	4.9年

(注) 従業員が前事業年度に比べて8名減少しましたのは、通常の自己都合退職に加えて、減収により中途採用を停止したことによります。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	16,240千円

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

株式会社ワン・サイエンスは、2024年8月19日付で清算終了により、子会社から除外しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年9月期以降、継続して営業損失を計上しております。前事業年度には、営業損失664,846千円、当期純損失663,526千円を計上し、当期においても引き続き営業損失764,884千円、当期純損失994,949千円を計上する結果となりました。このような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況が存在していると認識しております。当該状況を解消又は改善するべく、当社は、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤を構築に取り組んでおります。

1. 安定的な収益力の向上

① 新規事業の安定的な収益基盤の構築

当社のヘルスケアソリューション事業では、2024年10月より新規事業として、医療経営管理システム『ONE Viewer』と支払代行サービス『ONE Payment』の販売を開始しました。『ONE Viewer』は、経営データを一元化し、レセプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果を可視化により、医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援する、国内初の医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に繋がります。

また、『ONE Payment』は、仕入先の売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、このサービスを利用することにより仕入先と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤としての構築に取り組んでおります。

また、地球環境ソリューション事業では、当社と販売代理店契約を締結しているマッハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラを国際原子力機関(以下、「IAEA」という。)に対して販売しておりますが、IAEAから耐久テストの合格が得られれば、販売台数を大幅に増大させることが期待されるため準備を進めており売上拡大に向けて取り組んでおります。一方で当社と独占販売代理店契約を締結している一般社団法人新生福島先端技術振興機構のトリチウム連続計測器の実証化に向けて、放射線管理や環境保護のニーズに応え持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

② 既存事業の収益力の向上

当社の地球環境ソリューション事業のGEOソリューション分野において、お取引のある企業様と親和性のある新たな商材として、株式会社マップフォーが開発した、低コストで高精度な地図作成を行うことが可能な3次元データ計測システム「SEAMS」の販売を開始し、販売量の拡大を計り営

業利益の拡大に取り組んでおります。

③ 不採算事業の選別、事業性の判断

当社の既存事業のうち、将来の事業進捗等を鑑みて、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、現在の経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないと判断されるものについては、撤退や事業売却も視野に入れて検討を進めて参ります。

2. 健全な財務基盤の構築

① 積極的な資金調達

当社において長期保有している在庫商品の販売により一定の資金確保を見込んでいるものの、更なる事業の発展を実施すべくエクイティファイナンスによる資金調達及びデッドファイナンスにおいても視野に入れて、幅広い資金調達の検討、協議を進めて参ります。

② 販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

当社では顧問契約、業務委託契約及びその他の各種契約や経費の見直しを行い、翌事業年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減を予定しております。これらの実現により固定費の削減が進み、利益率の改善による営業利益の確保しやすい体制にしてまいります。

③ 管理体制の確固たる強化

当社は、2024年10月に改善状況報告書を提出しており、管理体制の強化を推進しております。今後も確固たる管理体制構築に向けて全社一丸となって推進していき無駄なコストを最大限に削減された態勢を目指すべく取組を実施しております。

これらの対応を踏まえ、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2024年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,729,062株（自己株式74,538株を除く。）
- ③ 当事業年度末の株主数 6,868名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユニ・ロット	745,000株	6.9%
エコ・キャピタル合同会社	660,100株	6.2%
松井証券株式会社	515,000株	4.8%
株式会社ジエンス	368,700株	3.4%
東京短資株式会社	307,000株	2.9%
古屋雅章	300,000株	2.8%
株式会社SBI証券	178,458株	1.7%
橋本順治	124,600株	1.2%
トウカイトウキヨウセキュリティーズアジアリミテッド	124,500株	1.2%
山内規之	103,500株	1.0%

(注) 持株比率は、自己株式（74,538株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項（2024年9月30日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
川倉 歩	代表取締役社長	(株)ジエンス代表取締役 管理部長 創イノベーション株式会社取締役
武井 保人	取締役	
中川 宏	取締役	エヌコンサルティング(株)代表取締役社長
三橋 信一郎	取締役	
市橋 卓	取締役(監査等委員)	OMM法律事務所
川眞田 啓介	取締役(監査等委員)	川眞田公認会計士事務所
杉原 悠介	取締役(監査等委員)	弁護士法人グレイス

- (注) 1. 取締役三橋信一郎氏、市橋卓氏、川眞田啓介氏、杉原悠介氏は社外取締役であります。
 2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
 3. 監査等委員市橋卓氏は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。監査等委員川眞田啓介氏は、公認会計士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。監査等委員杉原悠介氏は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。
 4. 当社は取締役三橋信一郎氏、市橋卓氏、川眞田啓介氏、杉原悠介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 2023年12月26日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、島岡潤氏、山川太郎氏及び大野雅弘氏は取締役(監査等委員である取締役を除く。)を、平善昭氏及び岡山愛氏は監査等委員である取締役を退任いたしました。

② 取締役の報酬等の額

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の報酬等の額については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役で区分し、それぞれ株主総会において承認された報酬総額の限度額内で、各取締役の果たすべき責務の評価・業績を勘案しながら取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針について原案を代表取締役が作成しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 報酬に関する基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際し

ては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬によって構成する。

b. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的な決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、実績等に応じて決定する。また、決定した個人別の報酬額については、代表取締役が監査等委員である取締役へ説明を行うものとする。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年12月26日開催の第40回定時株主総会において、年額60百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（監査等委員である取締役を除く。）です。また、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、2019年12月23日開催の第36回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、年額30百万円の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する譲渡制限付株式報酬制

度の導入について承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（監査等委員である取締役を除く。）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の報酬等の額につきましては、2023年12月26日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長の川倉歩氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の実績評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役と社外取締役との間で意見交換を行い、社外取締役から適切な関与・助言を得ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しております、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	42,654 (3,900)	42,630 (3,900)	— (—)	24 (—)	7 (1)
監査等委員 (うち社外取締役)	11,625 (11,625)	11,625 (11,625)	— (—)	— (—)	5 (5)

(注) 1. 報酬等の額には、2023年12月26日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役2名に対する報酬等の額を含めております。

2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役三橋信一郎氏、社外取締役（監査等委員）市橋卓氏、社外取締役（監査等委員）川眞田啓介氏、社外取締役（監査等委員）杉原悠介氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	三 橋 信 一 郎	当事業年度において、開催された取締役会22回のうち21回に出席しました。金融業界で培った幅広い経験と企業経営者としての豊富な見識に基づいた監査・提言を行うなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役 (監査等委員)	市 橋 卓	当事業年度において、開催された取締役会22回のうち22回に出席し、2024年4月3日以降に開催された取締役会では議長を務めました。また、開催された監査等委員会12回のうち12回に出席しました。弁護士としての専門的見地から、適宜有益な意見を述べており、適切な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	川 真 田 啓 介	2023年12月26日の選任以降に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、公認会計士としての見地から当社の業務執行の監査等を行うとともに、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役 (監査等委員)	杉 原 悠 介	2023年12月26日の選任以降に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜有益な意見を述べており、企業法務について客観的かつ適切な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役三橋信一郎氏及び監査等委員である各取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 上記には当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬24,000千円を含んでおります。
3. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号（下記）のいずれかに該当する事由が認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案することいたします。

会社法第340条第1項各号

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2017年12月20日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

会社法第399条の13第1項第1号、及び会社法施行規則第110条の4に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)の構築の基本方針は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員会設置会社として取締役会の監督機能と監査等委員会の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。

また、監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」、「リスク管理方針」、「リスク管理規程」及び「内部通報制度規程」など、リスク及びコンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。

また、リスク及びコンプライアンスに関する重要事項を審議する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、月に1回開催する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「I S M S 関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査等委員会、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等は、月に1回開催される「リスク・コンプライアンス委員会」に諮問し答申を得るものとしています。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月1回開催される定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
また、「取締役会規程」及び「組織及び業務分掌規程」などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。
- ⑥ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の主要な日常業務については、稟議・決裁権限及び会計に関する手続において当社に準じた運用を行うこととしております。その他の子会社業務についても適宜報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行うこととしております。
- ⑦ 子会社の損失の危機に関する規定その他の体制
子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える。
- ⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
- ⑨ 子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、社員行動基準の他、「組織及び業務分掌規程」、「職務権限規程」、その他諸管理規程等の規程類を定め、子会社の取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。
- ⑩ その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業の独立性を保持しつつも、当社の企業集団に属する立場から、法令等の遵守に関する子会社の規程だけではなく、当社の規程にも沿った内部統制システムを構築し、業務を執行する。

- ⑪ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制及びその使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮から独立した使用者を置くことができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な指揮命令を受けた場合はその指揮命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。

- ⑫ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。

監査等委員である取締役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者に説明を求めることができる。

また、監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査室に調査を求めることができる。

- ⑬ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用者等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「リスク・コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。

- ⑭ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム全般)

当社は、内部監査室が、内部統制システム全般の整備・運用状況について、全社的な内部統制の評価を行った上で、業務プロセスの評価、決算財務プロセス評価のモニタリングを行っております。また、内部監査室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

なお当社は、前期の不適切な会計処理に関し、内部統制及びガバナンス上の問題をあらためて認識いたしました。かかる問題については、有効性・実効性の高い具体的な再発防止策等を策定し、抜本的な改善を早期に実施するための体制強化を図っております。

(取締役会の開催状況)

取締役会は、業務執行取締役3名、社外取締役1名、監査等委員である社外取締役3名の合計7名で構成しており、定例取締役会として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、経営方針等の重要事項を審議の上決定するとともに、各取締役の業務執行を監督するほか、業務執行状況等の報告を行いました。

また、議長は社外取締役が務め、意思決定を行う際の議事進行が事業推進に極端に偏ることや代表取締役による独断的な判断をするリスクのない体制としております。取締役会の開催は当事業年度においては、22回開催しました。

(監査等委員会の開催状況)

監査等委員会は、毎月1回開催し、監査等委員会で定めた年度監査計画に基づいて、取締役会その他重要な会議に出席したほか、監査等委員以外の取締役の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性や内部統制システムの構築・運営について監査を行いました。また、監査等委員会の開催は取締役会の直前に行い、内部監査室から報告された事項から監査活動による検出事項等を事前に協議することで取締役会では実態に基づく指摘が可能な監査・監督機能が働く体制としました。監査等委員会の開催は当事業年度においては、12回開催しました。

(経営会議の開催状況)

経営会議は、毎月2回開催し、取締役会に上程する決議事項の内容を協議するほか、各事業部門の業務状況等の報告を行っております。

代表取締役、業務執行取締役、執行役員、各部門長、オブザーバーとして社外取締役及び内部監査室が出席しております。

(監査等委員である社外取締役の職務執行の状況)

監査等委員である社外取締役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施しました。また、監査等委員会は、会計監査人との間で意

見交換を実施し、さらに、内部監査室の行った「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」の実施状況を確認しました。

(反社会的勢力排除に対する取り組みの状況)

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。また、反社会的勢力に関する情報について、外部専門機関の情報も活用し、必要に応じて相手方が反社会的勢力であるか否かの確認を行いました。

(リスク管理体制)

当社は、経営陣が自らの姿勢を顧みることや、内部統制の仕組みや企業文化を客観的に認識するため、経営陣に対する牽制機能が働く適切なガバナンス体制を構築し、「社内の常識」と「世間の常識」の乖離を防ぐための一定の体制整備として、社外取締役、弁護士、公認会計士の外部有識者3名で構成されたリスク・コンプライアンス委員会を2024年5月に新たに設立し、毎月1回開催し、当事業年度においては6回開催しました。各部門から報告された各種リスクのレビュー及び継続的なモニタリングを行いました。

(コンプライアンス)

当社は、役職員に対して、定期的なコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組みました。また、社外にも内部通報窓口を設けることで、問題の早期発見、早期解決に取り組んで参りました。

(内部監査)

2024年1月に新たに設置した内部監査室により、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会など重要会議体にすべて参加するほか、週1回稟議書の確認を行い、リスクやコンプライアンス上の不備がないかの把握と各重要会議体への報告を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,368,419	流動負債	825,228
現金及び預金	553,823	買掛金	51,735
売掛金	68,724	1年内返済予定の長期借入金	10,080
商品	115,173	未払金	75,119
仕掛品	50,867	未払法人税等	16,049
貯蔵品	710	製品保証引当金	1,503
販売用不動産	17,352	仮受金	607,879
未収消費税等	119,515	賞与引当金	19,376
前渡金	16,647	その他の	43,483
仮払金	399,999	固定負債	8,468
その他の	28,142	長期借入金	6,160
貸倒引当金	△2,536	退職給付引当金	2,141
固定資産	260,286	その他の	166
有形固定資産	0	負債合計	833,696
建物	0	株主資本	794,631
機械及び装置	0	資本金	2,777,882
工具、器具及び備品	0	資本剰余金	1,390,548
その他の	0	資本準備金	1,390,548
無形固定資産	6,366	利益剰余金	△3,261,821
ソフトウェア	6,366	その他利益剰余金	△3,261,821
その他の	0	繰越利益剰余金	△3,261,821
投資その他の資産	253,919	自己株式	△111,977
投資有価証券	213,491	評価・換算差額等	378
関係会社株式	0	その他有価証券評価差額金	378
長期預け金	22,414	純資産合計	795,010
長期滞留債権	210,145	負債及び純資産合計	1,628,706
その他の	18,013		
貸倒引当金	△210,145		
資産合計	1,628,706		

損益計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位:千円)

売 上 高	1,563,081
売 上 原 価	1,598,982
売 上 総 損 失	35,901
販売費及び一般管理費	728,983
營 業 損 失	764,884
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,508
受 取 配 当 金	75
受 取 手 数 料	6,334
受 取 遅 延 損 害 金	4,165
そ の 他	2,862
	16,945
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	379
支 払 手 数 料	11,751
投 資 事 業 組 合 運 用 損	11,640
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,142
消 費 税 差 額	9,157
そ の 他	1,824
	37,895
經 常 損 失	785,835
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	49
受 取 保 険 金	54,133
契 約 解 約 益	140,619
関 係 会 社 清 算 益	1,512
	196,315
特 別 損 失	
減 損 損 失	150,160
固 定 資 産 除 却 損	0
シ ス テ ム 解 約 損 失	20,700
特 別 調 査 費 用	95,673
過 年 度 決 算 修 正 対 応 費 用	39,337
契 約 解 約 損	95,082
	400,954
税 引 前 当 期 純 損 失	990,473
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,476
当 期 純 損 失	994,949

株主資本等 変動計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金 繰越利益剰余金
	資本準備金	資本剰余金合計			
当期首残高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	△2,266,871	△2,266,871
当期変動額					
当期純損失				△994,949	△994,949
新株予約権の失効					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	△994,949	△994,949
当期末残高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	△3,261,821	△3,261,821

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△111,977	1,789,581	—	—	23,775	1,813,356
当期変動額						
当期純損失		△994,949				△994,949
新株予約権の失効					△23,775	△23,775
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			378	378		378
当期変動額合計	—	△994,949	378	378	△23,775	△1,018,346
当期末残高	△111,977	794,631	378	378	—	795,010

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒井 俊輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イメージワンの2023年10月1日から2024年9月30日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②当社は、2023年10月16日に調査を委嘱した坂本朋博弁護士を委員長とする第三者委員会の調査の結果、第三者委員会から、当社の元代表取締役の不適切な金銭授受及び利益相反取引規制を潜脱するような行為並びに売上の計上に関する不適切な会計処理等の指摘を受けました。監査等委員会は、第三者委員会の調査結果及び提言を厳粛に受け止め、再発防止に向けて策定された改善措置等の対応の実施状況について監視及び検証をしてまいります。なお、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。一方で、当社の元代表取締役の不適切な金銭授受及び利益相反取引規制を潜脱するような行為並びに売上の計上に関する不適切な会計処理等の件に関しては、取締役は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識し、当該不備を是正するため、第三者委員会の調査結果及び提言を踏まえ、改善措置を策定し、内部統制の整備・運用に取り組んでおります。監査等委員会は、改善措置の実施状況を含め、今後も継続する内部統制の整備・運用の状況について注視してまいります。なお、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月22日

株式会社イメージワン 監査等委員会

監査等委員 市橋 卓 ㊞

監査等委員 川眞田啓介 ㊞

監査等委員 杉原 悠介 ㊞

（注）監査等委員市橋卓、同川眞田啓介、同杉原悠介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社の既存事業及び既存商材のみでは、今後の売上を拡大するには限界があるため、新規事業に参入することが必要となります。このような状況下において、2024年10月より開始した新規事業の内容と一部文言の追加について定款の目的を一部変更することをお諮りするものとなります。また、この変更及び追加により項数の繰下がりを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成 <u>およびリース業務</u>	1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成、 <u>リース、レンタルおよびサブスクリプションサービス</u>
2 医療機器、医療用機材、医療用消耗品の輸出入、製造、販売、修理、賃貸、技術支援 <u>およびリース業務</u>	2 医療機器、医療用機材、医療用消耗品の輸出入、製造、販売、修理、賃貸、技術支援、 <u>リース、レンタルおよびサブスクリプションサービス</u>
<新設>	3 経営管理システム・経営支援システムの開発、制作、販売、保守、レンタル、サブスクリプションサービス <u>およびこれらに付帯する支払代行業務</u>
3~26 (項文省略)	4~27 (項数繰り下がり)

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役(監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含む。)3名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選任にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会への諮問・答申を経ております。

取締役候補者(監査等委員である取締役を除く。)は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かわ くら あゆむ 川 倉 歩 (1969年3月1日生) [再任]	1994年4月 株式会社因幡電機製作所入社 2008年4月 株式会社Golden Spoon Japan入社 2013年2月 株式会社ジェンス代表取締役 2018年12月 当社取締役 2023年9月 当社代表取締役社長(現任)	7,304株
2	たけ い やす と 武 井 保 人 (1972年6月28日生) [再任]	1997年4月 株式会社ベルーナ入社 2001年5月 同社ファイナンス事業本部ノーティス中国店店長 2005年2月 株式会社オージオ(同社子会社)管理本部総務部マネージャー 2008年1月 株式会社ベルーナ内部統制プロジェクト主事 2010年8月 株式会社ナースリー(同社子会社)経理部主任 2013年7月 株式会社ベルーナ管理本部経理部主事 2017年1月 当社入社管理部財務グループマネージャー 2018年1月 当社管理部財務グループ統括マネージャー 2019年5月 当社管理部財務グループ統括マネージャー兼管理部総務グループ統括マネージャー 2020年4月 当社管理部経理グループ統括マネージャー 2020年9月 当社管理部経理財務グループ統括マネージャー 2023年12月 創イノベーション株式会社取締役(現任) 2023年12月 当社取締役管理部長(現任)	119株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	佐藤立哉 (1961年4月5日生) [新任][社外][独立]	<p>1986年4月 三菱重工業株式会社入社</p> <p>2001年4月 Mitsubishi Power Systems America 米国フロリダ州オーランド</p> <p>2006年8月 三菱重工業株式会社 原動機事業本部 原動機輸出部 輸出一課 課長</p> <p>2007年4月 同社 原動機事業本部 太陽光発電事業 部 営業課長</p> <p>2009年3月 シャープ株式会社 入社</p> <p>2010年4月 同社 ソーラー事業本部 海外電力事業 部 部長</p> <p>2010年9月 同社 ソーラー事業本部 システム統括 部 統括部長</p> <p>2011年4月 同社 ソーラー事業本部 副本部長兼シ ステム事業統括</p> <p>2018年4月 シャープエネルギーソリューション株式 会社 専務兼プロジェクト統括部長</p> <p>2020年4月 同社 取締役専務</p> <p>2021年4月 同社 取締役副社長</p> <p>2022年7月 エスグランデ株式会社 代表取締役（現 任）</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 佐藤立哉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤立哉氏は、世界的に事業を展開するメーカーを含め、複数企業の要職を歴任された経験、また、企業経営者としての豊富な経験と多岐にわたり高い見識を有しております。同氏の豊富な知識・経験は当社において、取締役会等の重要な会議での助言や業務執行に対して適切な監視を行えるものと判断し、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 佐藤立哉氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を同氏と締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 「所有する当社の株式の数」については、役員持株会における持分を含めております。
7. 当社は、佐藤立哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役川真田啓介氏が辞任により退任されますので、その後任として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役候補者の選任にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会への諮問・答申を経ております。

なお、選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

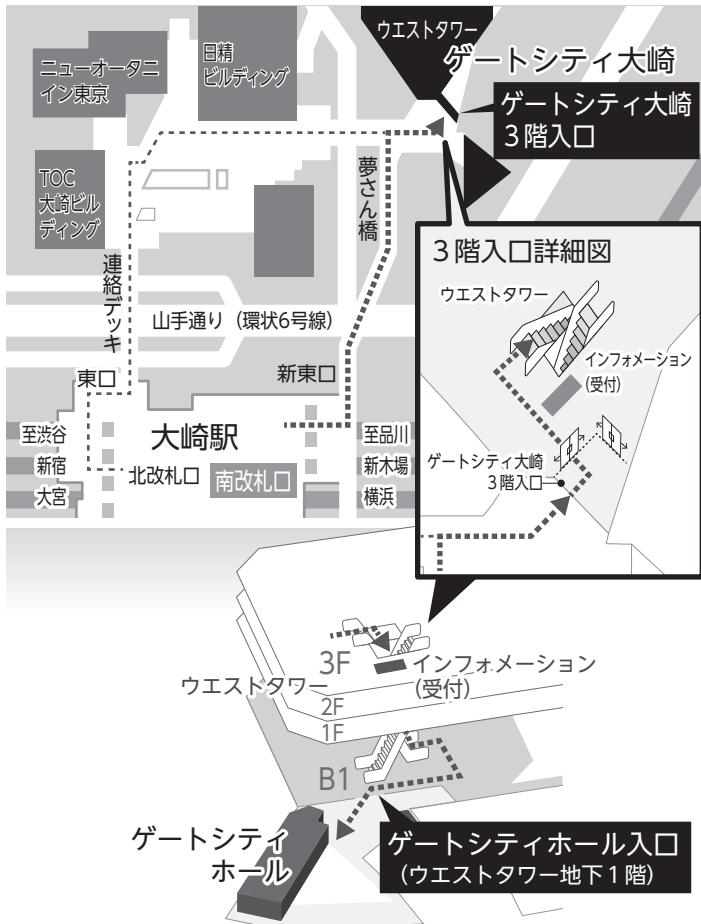
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
おお はら た づる 大 原 多 鶴 (1974年8月17日生) [新任][社外][独立]	<p>2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー（現、EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2004年4月 公認会計士登録</p> <p>2006年2月 リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン（株）入社</p> <p>2019年3月 東陽監査法人入所</p> <p>2023年3月 株式会社GIG 監査役（現任）</p>	一株

- (注) 1. 大原多鶴氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 大原多鶴氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大原多鶴氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、経営全般の監視と有効な助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は大原多鶴氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。大原多鶴氏の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 大原多鶴氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎
ゲートシティホール ルームC
(ウエストタワー地下1階)
TEL (03) 5496-5311



●交通機関

JR山手線・湘南新宿ライン・埼京線・りんかい線
「大崎駅」南口改札（新東口）：徒歩1分

本総会ではお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。